

2025 年 11 月

お客さま各位

足立成和信用金庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素より足立成和信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫は、払戻請求書による当座勘定払戻しの取扱開始ならびに手形帳・小切手帳の発行停止に伴い、2026年4月1日付で当座勘定規定を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

なお、本改定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

2026 年 4 月 1 日(水)

2. 対象規定

当座勘定規定(一般用)

3. 改定内容 (追加変更部分赤字表記)

改定後	改定前
第 7 条(手形、小切手の支払等) ①② 省略 ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫 所定の払戻請求書を使用してください。 ④前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当 該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限 を有することを確認するための本人確認等の手続を求 めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める ときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないこと があります。	第 7 条(手形、小切手の支払) ①② 省略 ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してく ださい。 ④ 新設
第 8 条(手形、小切手用紙) ①～④省略 ⑤ 削除 (⑥⑦繰り上げ)	第 8 条(手形、小切手用紙) ①～④ 省略 ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必 要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥⑦ 省略

第 12 条(手数料等の引落し) ①当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落とすることができるものとします。	第 12 条(手数料等の引落し) ①当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落とすることができるものとします。
第 13 条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。	第 13 条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。
第 17 条(印鑑照合等) ①手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために 生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ②～③省略	第 17 条(印鑑照合等) ①手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために 生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ②～③省略

以上